

皆様こんにちは。京都総合法律事務所の野崎隆史です。

井上尚弥選手に驚嘆し、大河ドラマに涙し、M-1で笑い、ワールドカップの決勝戦に感動する。豪華な一週間でした。

それでは、今月号のメルマガを始めます。

今年最後の復習をしましょう。弁護士伊山正和による**注意指導のセオリー**です。音読してください。

- ①「いつか気づいてくれるはず」の「いつか」は「いつまでも」訪れません。
- ②「口頭注意」は「証拠」にならないので「書面」での注意と指導が必要不可欠です。

無料の**注意指導書のひな形**はこちらです。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=785?zc_cid=${CONTACTID})

このメルマガは転送大歓迎です！

転送に際してご連絡いただく必要はありません。

どんどん転送してください。

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】ニュースレター案内
- 【4】編集後記

【1】皆様への情報提供

◆民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要◆

【所有者不明土地等の発生予防と利用の円滑化】

法務省民事局が「民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要」を公表しました。

令和5年4月1日には新たな財産管理制度の創設や相続開始から10年を経過した場合に法定相続分で遺産分割を行う仕組みの創設等、令和5年4月27日には（皆様お待ちかねの）相続土地国庫帰属制度の創設、令和6年4月1日には相続登記の申告義務化等が始まります。

重要な改正ですので、情報は順次発信していきます。

[https://www.moj.go.jp/content/001375975.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://www.moj.go.jp/content/001375975.pdf?zc_cid=${CONTACTID})

◆労務◆

【従業員の引き抜き計画に対する懲戒処分】

2022年11月16日、長崎地裁で懲戒処分を無効とする判決がなされました。

事案は、自動車関連のソフトウェア開発会社で、従業員3名が、他の従業員を引き抜いて元上司が設立予定の競業会社に転職する計画を立てたことに対し、会社が懲戒処分（懲戒解雇、諭旨解雇、降格処分）を行ったものです。

裁判所は、従業員への働きかけは意向確認にとどまることや結果的に転職した従業員はいないことから、会社の規律や秩序に具体的な影響が生じたとは認められない旨判断し、そればかりか、従業員側が請求していた未払賃金や残業代や慰謝料の請求を認め、総額約5000万円の支払いを命じる判決がなされました。

解雇に失敗すると強烈なカウンターパンチを受けます。

解雇を視野に入れざるを得ない場合、必ず弁護士に相談してください。

【解雇に踏み切るその前に】

従業員が辞めるのは自由でも、辞めてもらうのは簡単ではありません。

「おまえはクビだ！」の一言で解雇されてしまった主人公が、明日からの生活に思い悩む中で、物語は始まりを迎える。ドラマや映画では、よく見かける出来事です。

しかし現実の世界では、その次にやってくるのは辞めさせた従業員が依頼した弁護士からの内容証明郵便であり、行く先にただ煩わしいトラブルが待っているのみです。

[https://kyoto-kigyohomu.com/?p=875?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyoto-kigyohomu.com/?p=875?zc_cid=${CONTACTID})

【問題社員の放置は禁物！～モンスターになってしまうその前に】

働きぶりが悪い従業員に対しては、支払っている給料に見合わないと感じたり、さらにはこのまま雇い続けること自体に消極的になることもあり得ると思います。

では実際に、働きぶりが悪いことを理由にして給料を下げたり、場合によっては解雇したりすることも認められるのでしょうか。

◆会社法◆

【新株発行が無効とされた事例】

山形市の老舗デパート「大沼」が2020年1月に経営破綻しました。大沼は、生命保険を扱う子会社「大沼保険サービス」の全株式100株を保有していましたが、2020年5月、この子会社が新株900株を発行し、第三者に割り当てました。

これにより、破産管財人がこの子会社を売却することができなくなったため、子会社が発行した新株の無効を求めて裁判となりました。

そして、2022年12月13日、山形地方裁判所は、子会社が発行した新株について、株主総会を開かずに株式を発行したことは重大な法令違反であるとし、無効と判断しました。

新株の発行等において会社法が求める手続を履践していないケースが散見されます。過去の手続に違反がある場合、その後の全ての決議や手続が無効となることもありますので、過去の手続の有効性が確認できない場合は、お早めに弁護士にご相談いただくことをおすすめします。

◆知的財産◆

【新聞記事の無断掲載（東京新聞）】

2022年10月6日、社内サイトに東京新聞の記事を無断で掲載し、共有したケースで、東京地方裁判所が著作権侵害を認め、約192万円の支払いを命じました。

【新聞記事の無断掲載（日経新聞）】

2022年11月30日、社内サイトに日経新聞の記事を無断で掲載し、共有したケースで、東京地方裁判所が著作権侵害を認め、459万5000円の支払いを命じました。記事1本あたり5000円として算定されたようです。

【リーチサイト運営会社が著作権法違反で書類送検】

リーチサイトとは、違法にアップロードされたサイトに誘導するためにリンクが貼ってあるサイトのことです。このサイト自体には著作物が掲載されているわけではなく、リンク先への誘導でアクセスを稼ぎ、広告収入を得ることが目的です。

これまでの著作権法では、このようなリーチサイトの規制が困難でしたが、令和2年の改正により、著作権法113条2項で規制されることになり、刑事罰もあります。

今回、宮城県警が、違法にアップロードされたサイトに誘導するリーチサイトを運営していた会社を書類送検しました。リーチサイト運営会社が立件された初めてのケースのようです。

著作物が違法にアップロードされている場合、そのサイトだけでなく、リーチサイトも差し止めや損害賠償の対象となります。

著作権者の立場からは、リーチサイトも請求対象として検討することになりますし、リンクを貼る立場からは、請求を受けないようにすべく、リンクの仕方やリンク先のコンテンツの内容をチェックしておく必要があります。

【営業秘密の持ち出し】

2022年12月9日、東京地方裁判所が、ソフトバンクから楽天モバイルに転職した男性が、ソフトバンクの5Gの技術情報を流出させた不正競争防止法違反の事件で、懲役2年・執行猶予4年・罰金100万円の有罪判決を言い渡しました。

営業秘密として保護されるためには、以下の3つの要件をすべて満たす必要があります。

- ①秘密管理性：秘密として管理されていること
- ②有用性：有益な情報であること
- ③非公知性：公然に知られていないこと

不正競争については、下記のページに詳しい解説を記載していますので、ご覧ください。

[https://kyotosogo-law.com/%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%81%AE%E4%B8%8D%E6%AD%A3%E7%AB%B6%E4%BA%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9B%B8%E8%AB%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}\]\\$](https://kyotosogo-law.com/%E5%BC%81%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%81%AE%E4%B8%8D%E6%AD%A3%E7%AB%B6%E4%BA%89%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%9B%B8%E8%AB%87/?zc_cid=${CONTACTID}]$)

経済産業省が示している「他社の秘密情報に係る紛争への備え」も大変参考になりますので、あわせてご覧ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/chapter5.pdf?zc_cid=\\${CONTACTID}\]\\$](https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/chapter5.pdf?zc_cid=${CONTACTID}]$)

【知的財産専用ページ】

当事務所 HP に知的財産専用ページを設け、著作権侵害、商標権侵害、意匠権侵害、不正競争、特許権侵害、実用新案権侵害等の知的財産にまつわるトラブルへの対応方法を解説しています。随時記事を追加していますので、時々チェックしてください。

<https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94>

◆不動産◆

【追い出し条項の有効性】

家賃を滞納しているにもかかわらず連絡が取れない借主との契約を、借主と家賃の保証会社との契約条項に基づいて裁判せずに終了させることができるでしょうか。

これが裁判で争われ、1審・大阪地裁は無効、控訴審・大阪高裁は有効と判断が分かれていましたが、2022年12月12日、最高裁判所が無効と判断し、そのような契約条項の使用の差止めを命じました。逆転に次ぐ逆転で、最高裁が特定の契約条項の使用を差し止める判断を示した初のケースとなりました。

この裁判については、現在、解説記事を作成中です。次回のメルマガでご紹介する予定ですが、次回まで待てない方は、お問い合わせフォームから「待てません」とご連絡いただければ、完成次第お送りさせていただきます。

◆カスハラ◆

【航空機内でマスク拒否】

2022年12月14日、大阪地方裁判所が、航空機内でマスク着用を拒否し、客室乗務員に怪我を負わせ、機体を臨時着陸させた男性に対し、傷害罪・威力業務妨害罪の成立を認め、懲役2年・執行猶予4年の有罪判決を言い渡しました。

カスハラ対策の基本は、その場しのぎの対応や超人的なコミュニケーション能力に頼った解決ではなく、トップがカスハラを許さない方針を明確に打ち立て、それに基づいて何がカスハラにあたるかの判断基準とあたる場合の対応方法を策定して社内に周知し、社内で統一的な対応を行うことです。

◆広告・販売規制◆

【適格消費者団体による差止請求（ローソンのWEB会員規約）】

ローソンのWEB会員規約について、適格消費者団体が消費者契約法8条及び10条に抵触するとの理由で差止（変更又は削除）を求めた事案で、協議が調い、変更又は削除されました。

同様の条項を定めている場合はご注意ください。

▲ パスワードについて、「それらが盗用、不正使用その他の事情により会員以外の者が利用した場合であっても、それにより生じた損害について当グループは一切責任を負いません。」との規定

▲ 「当グループは、会員およびサービス提供者に対し、適宜情報提供やアドバイスを行うことができますが、それにより当グループが責任を負うものではありません。」との規定

▲ 「グループは、システムの定期保守を行う場合等には事前に通知することなく、サービスの全部又は一部の提供を中断又は停止する等の必要な措置を採ることができるものとする条項のうち、「この場合に会員に生じた損害について、当グループは一切責任を負わないものとします。」との規定

▲ サービスの全部又は一部の変更・廃止について、「なお、当該変更・廃止に伴い会員に生じた損害について、ローソングループは一切責任を負わないものとします。」との規定

▲ 「当グループは、本規約を任意に改訂できるものとします。また、当グループ各社において本規約を補充する規約（以下、「補充規約」といいます。）を定めることができるものとします。本規約の改定または補充は、改定後の本規約または補充規約を当グループ所定のサイトに掲示したときにその効力を生じるものとします。この場合、会員は、改定後の規約および補充規約に従うものとします。」との規定。

▲ 準拠法・合意管轄について、「本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。」との規定。

【適格消費者団体による差止請求（建物改修工事請負契約）】

適格消費者団体が、「クーリングオフが適用される場合を除き、甲（消費者）が建物改修工事請負契約書第7項の支払期限までに履行しないことにより乙（被告）が本契約を解除した場合は、保険会社より支払われた保険金の15%を違約金として、さらに保険金の20%を調査見積費用として支払うものとする。」との規定について、消費者契約法9条1号により無効であると主張して裁判となった結果、会社側が請求を認諾しました。

【適格消費者団体による差止請求（削除・修正に至った条項）】

その他、適格消費者団体による差止請求を受け、削除・修正に至った条項を列挙しておきますので、同じような条項を定めている場合はご注意ください。

まず、キャンセルと返金に関する条項です。

▲ 講座開催の日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。連続講座の場合は初回講座日が講座開催日となります。連続講座の途中解約は認められていません。

▲ 次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに当社の如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- （１）本規約又は法令に違反した場合
- （２）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- （３）当社の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- （４）当社又は当社の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- （５）本講座の受講申込みその他当社に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- （６）当社の事業活動を妨害する等により当社の事業活動に悪影響を及ぼした場合

次に、意思表示のみなし規定です。

▲ ご対応頂けない場合は、ご利用様が「破棄」を選択したものとみなし、当社にて適切に処分いたします。

▲ 返品となった商品を当社から発送後、ご利用様が受取拒否をされた場合、もしくは住所不明や運送会社規定の配達期間の超過によって配達中止となった場合は、当社に着荷した時点でご利用様が「破棄」を選択したものとみなし、当社にて適切に処分いたします。

▲ 買取査定金額の結果をお伝えした後、72 時間以内に承諾の有無が無い場合は、査定結果に承諾されたものとして取り扱い、同期限が経過した時点で売買契約が成立したものとみなします。

最後に、最も多いのはやはり免責に関する条項です。

▲ 本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

▲ 当社は、利用者が各サービスを利用したことに起因する直接的又は間接的な損害に関して責任を負わないものとします。

▲ 当社は新品未開封の商品を、動作確認や商品状態を確認するために開封する場合がございます。開封後に、商品をお客様に返す場合であっても、商品開封にともなう直接的又は間接的な損害に関して、当社は責任を負いません。

▲ 商品の配送等により発生した商品の破損や故障等につきまして、当社は損害に関して責任を負わないものとします。

▲ 商品の配送中の地震、火災などの天災や、配送中の事故により、商品の破損や故障がおきましても商品の損害に関して、当社は責任を負わないものとします。

▲ お客様からの情報の不備や記入漏れ、記入誤り、情報の入力ミスにより、お客様の方に損害が発生しても、損害に関して、当社は責任を負わないものとします。

▲ 本ページを確認しなかったことに起因する、直接的または間接的に生じた利用者及び第三者に与える損害については、その内容、態様の如何にかかわらず、当社は責任を負わないものとします。

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来 of 顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

[https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/post-3164/?zc_cid=${CONTACTID})

【ハラスメント相談窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント相談外部窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID})

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

[https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/advertising/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ①クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
 - ②担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
 - ③研修の実施
 - ④クレーム直接対応
- を行います。

「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

[https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/customertrouble/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
 - ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
 - ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。
- 等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

[https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/syagai/?zc_cid=${CONTACTID}$)

【3】ニュースレター案内

News Letter vol.14 を発行しました。

- 特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

【4】編集後記

2022年12月号、いかがでしたでしょうか？

冒頭にも記載しましたが、井上尚弥選手はさすが地球上最高のボクサーと誰もが唸る試合でした。ディフェンスに徹する相手に対し、両手を下げてノーガードで誘うことは時々見られますが、両腕を後ろで組むなんて…初めて見ました。さすがの井上選手もここまでガードを固められればKOは難しいのではという空気が流れた10ラウンド後のインターバルで見せた気合い入れ、そして、11ラウンドのあのボディ。凄まじい破裂音でした。

翌日のインタビューでも、本当に11ラウンドも試合したのか、昨日は4団体統一戦じゃなかったのか、と錯覚するキレイなお顔で、さすが地球上最高のボクサーです。

大河ドラマは、三浦義村（山本耕史氏）へのジジイ返し、後鳥羽上皇（尾上松也氏）に噛みついた文覚（市川猿之助氏）とお笑いも混ぜつつ、「鎌倉殿の13人」のタイトル回収、そして、北条義時（小栗旬氏）への「報いの時」、エンドクレジットに流れる北条政子（小池栄子氏）の嗚咽… 凄い最終回でした。「最近の大河は面白いな！」という興奮に対し、「そういう年になったからじゃない？」という声も聞こえてきますが、本当に凄かったです。

まだまだM-1やワールドカップについても語りたいところですが、師走ですので、このあたりで筆を擱かせていただきます。

皆様、2022年もありがとうございました。

新メンバー西山直輝弁護士を加え、進化した2023年の京都総合法律事務所にご期待ください。

それではまた来年！良いお年をお迎えください！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

[https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/inform/?zc_cid=${CONTACTID}$)

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル 5 階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

[https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyoto-kigyohomu.com/?zc_cid=${CONTACTID}$)

知的財産専用ページ

[https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=\\${CONTACTID}\\$](https://kyotosogo-law.com/%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3/%e5%bc%81%e8%ad%b7%e5%a3%ab%e3%81%b8%e3%81%ae%e7%9f%a5%e7%9a%84%e8%b2%a1%e7%94%a3%e6%a8%a9%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%99%e3%82%8b%e7%9b%b8%e8%ab%87/?zc_cid=${CONTACTID}$)

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com